

京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第162号）

（学校歴史博物館事業課）

京都市学校歴史博物館においては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定によりその管理を公共的団体に委託してきましたが、同条の規定による経過措置が終了することに伴い、本市が同館の管理を行うものとする事としました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第162号

京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例

京都市学校歴史博物館条例の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(学校歴史博物館事業課)